住所　大阪市西成区南開２丁目３番２―605号
黄成子　昭和22年２月19日生
住所　大阪市生野区田島５丁目13番24号
金充保　昭和59年３月21日生
住所　東京都足立区梅島３丁目32番25―1107号
高成功　昭和54年10月８日生
住所　東京都港区白金５丁目11番16号
金優彰　昭和29年12月８日生
住所　東京都足立区古千谷本町２丁目25番７―301号
車将人　昭和60年３月12日生
住所　東京都新宿区住吉町15番17号
康勝美　昭和59年10月26日生
住所　東京都新宿区弁天町147番地
高智裕　昭和61年８月17日生
住所　鹿児島県奄美市名瀬春日町21番７―71号
孫由一　昭和７年６月15日生
住所　北九州市八幡東区中央１丁目２番３―908号
金谷典　昭和62年５月24日生
住所　静岡県沼津市宮前町15番地３
崔鏞紅　昭和62年５月19日生

○外務省告示第三百八号

平成二十五年九月五日にワガドゥグーで、ブルキナファソ国営放送局番組ソフト整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がブルキナファソ政府との間に行われた。

１　援助の目的及び内容　ブルキナファソ国営放送局番組ソフト整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

２　贈与の限度額　三千四百七十万円

３　贈与の供与期限　平成二十八年二月二十九日まで

４　署名者

日本側　二石昌人在ブルキナファソ大使

ブルキナファソ側　イペネ・ジブリル・バソレ外務・域内協力大臣

平成二十五年九月三十日

外務大臣　岸田　文雄

○財務省告示第三百五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十五年度の初日から平成二十五年八月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十五年九月三十日

財務大臣　麻生　太郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十五年度の初日から平成二十五年八月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○・三トン
二	○トン
三	○トン
四	一二、九一八トン
五	五七二トン
六	三トン
七	一二トン
八	一トン
九	一五、五八九トン
一○	二、四五三トン
一一	一八二トン
一二	三五、八四八トン
一三	二、二三六、七一六トン
一四	五九五、五七一トン
一四の二	三一五、二三四トン
一五	一○一トン
一六	五、八八二トン
一七	四九、四九二トン
一八	六、二六七トン
一九	六八三トン
二○	四二三トン
二一	一一、七六○トン
二二	三六五トン
二三	一、五九九トン
二四	九トン
二五	○トン
二六	一、七九九トン
二七	四、七五一トン
二八	一・二トン
二九	二一七トン

○財務省告示第三百六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十五年度の初日から平成二十五年八月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十五年九月三十日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十五年度の初日から平成二十五年八月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　九万七千五百六十八トン

二　冷凍牛肉　十五万八千四百六十三トン

○財務省告示第三百七号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十五年度の初日から平成二十五年八月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十五年九月三十日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十五年度の初日から平成二十五年八月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　二十七万六千六百六十トン

二　生きている豚及び豚肉等　二十七万六千六百八十二トン

○文部科学省告示第百三十六号

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五十一条の規定に基づき認定した次の通信教育について、同法第五十五条第一項及び社会通信教育規程（昭和三十七年文部省令第十八号）第十条の規定により通信教育の名称の変更を許可したので、同令第八条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年九月三十日

文部科学大臣　下村　博文

○財務省告示第三百八号

寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年四月大蔵省告示第百五十四号）第四号の規定に基づき、各都道府県共同募金会が平成二十五年十月一日から同年十二月三十一日までの間に募集する次の寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する。

平成二十五年九月三十日

財務大臣　麻生　太郎

社会福祉事業又は更生保護事業を行うことを主たる目的とする者のこれらの事業の用に供される土地、建物及び機械その他の設備の取得若しくは改良の費用又はこれらの事業に係る経常的経費に充てるための寄附金

○財務省告示第三百九号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、所得税を課さない法人を指定する件（平成十五年九月財務省告示第六百五号）の一部を次のように改正し、平成二十五年十月一日から適用する。

平成二十五年九月三十日

財務大臣　麻生　太郎

別表独立行政法人海上災害防止センターの項を削る。

○財務省告示第三百十号

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、収益事業から生じた所得以外の所得に対する法人税を課さない法人を指定する件（平成十五年九月財務省告示第六百七号）の一部を次のように改正し、平成二十五年十月一日から適用する。

平成二十五年九月三十日

財務大臣　麻生　太郎

別表独立行政法人海上災害防止センターの項を削る。